

袋づめ入金に関する規定

1. 本制度をご利用の際は、現金・小切手在高明細票（2枚複写）に日付、お客様番号、店番、科目、口座番号、氏名、金額を記入後、A票はお手元に保管し、B票を現金、小切手とともに入金袋に入れ、入金袋を施錠のうえ担当者にお渡しください。
2. 担当者は、お預り証を交付し、入金袋をお預りいたします。
3. 当金庫がお預りいたしました、入金袋は責任者立会いのうえ開袋し、現金・小切手在高明細票の金額との一致を確認のうえ、ご指定の預金口座に入金いたします。万一、入金袋の現金、小切手が現金・小切手在高明細票の記載金額と相違する場合は、当金庫で確認した金額をもってご入金いたします。
4. 硬貨入金手数料について、当金庫所定の金額を当金庫の指定する日に事前に通知することなく、お届出の手数料引落口座から引落しします。この預金の払出しは、当座勘定規定または預金規定にかかわらず、小切手の振出または預金通帳および預金払戻請求書の提出は不要とします。
5. 本入金制度については、貴殿または当金庫の都合でいつでも解除することができます。この場合は、入金袋および入金袋用鍵を、当金庫にお返し願います。
6. この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。
なお変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

（2024年4月1日現在）